

議案第29号

久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成22年久喜市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「445,000円」を「483,000円」に改め、同条第2号中「385,000円」を「433,000円」に改め、同条第3号中「370,000円」を「422,000円」に改め、同条第4号中「360,000円」を「410,000円」に改める。

(久喜市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 久喜市長及び副市長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「91万円」を「957,000円」に改め、同条第2号中「78万円」を「805,000円」に改める。

第6条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成22年久喜市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第3条中「70万円」を「737,000円」に改める。

第8条第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額を改定するとともに、行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。